

## 水銀条約について考える会（第1回）議事概要

日時：平成23年6月26日（日）14：00～16：05

場所：もやい館

環境省、熊本県及び水俣市から、資料を用いて水銀条約の概要や現状の取組の説明がなされた後に行われた質疑の概要は以下のとおり。

質問者：底質の暫定基準が暫定基準のままであることは疑問。地震があった場合、水銀が漏れだすのではないかと。埋立地には色々な気持ちがある。ひとつの聖地であるという意識で、水俣市としても考えてほしい。

質問者：水銀条約は結構だが、埋め立てられた水銀はどうなるのか。チッソが排出した水銀量についての認識を環境省・県に問う。

環境省：底質の暫定基準は昔のまま。水銀排出量については、約80トン～約150トンという推定もあるが、他の研究事例もあると承知。

熊本県：平成14年以降、定期的な調査を行っている。平成20年度から、専門家の会議で、耐震性等について調査している。

埋立地の水銀の効率的・効果的な処分については、まだまだ大きな課題。更なる検討が必要。

質問者：チッソによる水銀の排出量は、昭和30年代の排出量は明らかでない。調査して欲しい。

八幡残さプールも心配であり、水銀量を調査するよう言っているが、行政はやっていない。当時の地下タンクや一時保管場所についても把握した上で、水銀条約を結ぶべき。

質問者：会議に向けた国と県の国際社会への発信は、水銀による汚染は終わっているという姿勢で臨んでいるのか。また、残された課題として考えているものは何か。

環境省：水銀条約に対する基本姿勢は、終わっているとは全く思っておらず、まだ課題は残っているという基本姿勢。何が終わっていないかは様々であろうが、まずは特措法及び和解で約束したことをしっかりと行っていく。同時に、地域振興についてやるべきことをやっていきたい。八幡プールや過去のチッソの排出については、熊本県でモニタリングや検討をされているので、今後も県に努力していただきたい。

熊本県：県としても特措法に基づく被害者の救済に向け全力で取り組んでいく。水俣病の教訓の発信を被害者も行政も一緒にすべき。水俣が外交会議の候補地になれば、水俣病の教訓発信の機会となる。並行して進めるべきではないか。

八幡プール、その他の汚染については、県のチェックの結果、問題ないという結論だが、今後も出来ることを行っていきたい。

質問者：護岸に使ったケーソンの問題提起をしてきた。県はどのように調査しているのか。

八幡プールは本当に大丈夫か。

質問者：水銀条約の締結は立派だと思うが、エコパークの入り口に事故を誘発するようなものを置いてある。そのこと自体が、教訓をおろそかにするのではないか。

熊本県：水俣湾は、毎年調査しており、平成13年には、基本方針を作り、水質・底質等の調査を行っている。地下水や魚類についても、異常は見当たらない。八幡プールについては、検査結果について安全かということだが、3年間住んでいて、実態は分かっているつもりだが、持ち帰って議論したい。

水俣市：エコパークの入り口については事故を誘発しないよう工夫したい。水俣病の教訓については、個人的には、水俣病の犠牲を無駄にしないことと認識。問題の本質は、自然に対する畏敬の念を忘れた点にある。今後の暮らしの在り方を検討中だが、自然に対して謙虚に生きるという点を引き継いでいきたい。

質問者：水銀条約については結構。水俣条約と冠することで解決したという前提になってしまう。その名前を冠するのは、教訓を発信するためということだが、水俣病が何か分からないのに、教訓など軽々しく言えない。今水俣条約と冠することは反対。2013年までに解決すべきこと・道筋を示すべきものが5項目ある。

水俣病の全容を解明していただきたい、すべての被害者に補償すること、汚染者負担の原則を貫いていただきたい、不知火海の汚染について浄化の道筋を示すこと、地域社会で安心して暮らせるような仕組みを作っていくこと、である。

この要望書は、互助会・被害者互助会・みんなの会・協働センター・ほっとはうすの5団体でまとめたもの。

環境省：水俣病の全容解明について、病像論について論点・対立があることは承知。チッソ分社化の件については、政府としては、被害者の方の救済に万全を期すためにあのような制度としたもの。

については、行政としてやることには限界があり、行政が出来ないところをチッソがやっていくことで、チッソは地域でやっていくつもりと思っていると私は信じている。

環境省： については、健康調査をして欲しいということと理解し、検査手法の開発を行いたい。 については、特措法に基づいて救済を進めている。期限については、被害者団体と意見交換した上で、期限を判断していきたい。

チッソの分社化については、チッソの責任継承に関し、特措法に基づきチッソに適切に指導していく予定。埋立地の対応については、県が護岸の点検をしており、今後も県と相談して進めていきたい。胎児性・小児性の患者の方やご家族の高齢化の問題は、市や県と相談して進めていきたい。チッソにおいても、認定患者への補償に加えて、プラスチックが出来ないか相談している。

熊本県：全容解明については、国の手法の開発について、一緒になってやっていきたい。

以下については、国の考えのとおり。 は特に重要と考えている。市や県の担当部と連携しながら、チッソにも協力を求めつつ、対応してまいりたい。

質問者：特措法の期限は、団体から外れている者も沢山おり、患者団体とだけで決めるのはおかしい。八幡残さや埋立地の計画について、どうなっているのか分からない。

環境省：特定の団体に限定するつもりはなく、関係する方に話を聞いていきたい。ただ、全員に話を聞くのは限界があるため、今後検討していきたい。

熊本県：現段階においては、埋立地をどのようにするのか結論に至っていない。意見を伺いつつ、今後、何らかの結論を得たい。

環境省：名前をつけることで水俣病問題が終わることではない。また、水銀対策を進める上でミナマタの名前をつけることに意義があるという世界の声があることを紹介したい。

質問者：埋立地にあるものは、水銀廃棄物として扱われるのか。バーゼル条約についても簡単に説明して欲しい。

質問者：今後の振興計画の中で、県としても、文言のリップサービスにならないよう、踏み込んだ形で努力して欲しい。

質問者：水俣病患者が賛成出来るような条約にして欲しい。一方で、水俣病問題を議論する場がないなど、まだ課題はたくさんある。

説得力のある条約を結ぶためには、水俣病問題を解決することが必要。環境省がしっかりやるべき。当時食品衛生法を発動しなかった厚労省は、責任を明確に認め、謝罪すべきで、そうしたことがないよう取り組んでほしい。

熊本県：水俣・芦北振興計画については、制度や仕組みを整えながら取り組んでいる。うまく項目を並べて、しっかりと振興計画に取り組んでいきたい。

意見交換は必要と思っており、様々な機会をとらえて意見交換を行いたい。

水俣市：水俣市の地域振興計画は、水俣病の発生後の地域再生を中心にやってきた。胎児性患者の方だけでなく、そうした患者を見守っている方も高齢になっており、踏み込んだ施策が出来るよう県と一緒にやっていきたい。

環境省：バーゼル条約は、有害物質を含む廃棄物について、輸出入のルール等を定めたもの。水銀条約交渉では、こうした点については水銀と他の物質の並びをとる必要があるのではないかと議論している。八幡プールなどとは別問題だと思っている。

環境省：水俣病が終わったとは全く思っていない。今後も地域の御意見を伺うことが重要と認識。少しでもこの地域の方々が幸せになれるように、ご協力をお願いしたい。